

令和 8 年度

芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金交付対象事業

前期募集要項

募集期間

令和 8 年 3 月 25 日（水）～ 4 月 20 日（月）

芦屋市教育委員会 教育部教育統括室 社会教育推進課

1. 芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金とは

芦屋市において社会教育関係団体として登録された団体が実施する自主事業について、その企画案を募集し、認められた企画案に対して事業経費の一部を補助し、市民の社会教育活動の促進を図る制度です。

2. 募集する自主事業の内容

団体の専門性、得意分野を活かした自主事業で、団体構成員のための活動にとどまらず、広く一般市民や児童生徒を対象とした事業です。

- (例)・講座、講演会、大会、展示会、フィールドワーク、ワークショップ、シンポジウムなど、広く市民を対象とした事業
- ・多世代間の交流を図ることを目的とした事業
 - ・市内の児童生徒が文化等の一端に触れることができ、積極的に児童生徒の参加を呼び掛ける事業等

3. 応募要件

- (1) 芦屋市において社会教育関係団体として登録された団体であること。
- (2) 令和8年4月1日から同年9月30日に実施する事業であること。ただし、複数回に渡り実施する事業は、第1回を上記期間内に実施し、令和9年3月31日までに事業を完了すること。
- (3) 原則として、市内に在住・在勤・在学の30人以上を対象とすること。
- (4) 団体構成員が必ず参加する事業であること。
- (5) 原則として、市内の公共的施設（社会教育施設、地区集会所、公共施設に付随するスペース等）において実施すること。ただし、事業内容に応じて民間施設の利用も可とする。
- (6) 補助対象経費の予算額が3万円以上の事業であること。
- (7) 企画案に対して国又は地方公共団体が支出する他の補助金等の交付または交付決定を受けていないこと。
- (8) 参加費用が必要な場合は、材料費などの余剰の利益を生じない範囲内で徴収すること。
- (9) 直近2か年度において連続して本補助事業の交付を受けた団体でないこと。また、本年度において他の事業に対する本補助事業の交付決定を受けた団体でないこと。
- (10) 社会教育推進課との連絡を含め1人以上の担当者を固定で定め、事業を主催すること。

4. 補助対象とならないもの

次に掲げるいずれかに該当する事業は、補助対象とはなりません。

- (1) 芦屋市・芦屋市教育委員会等、他の団体の主催又は共催事業に参加する事業（例：市民ステージ、市民ギャラリー等）
- (2) 営利を目的として行われる事業
- (3) 団体や会員の親睦等、限られた範囲を対象とした事業
- (4) 特定の宗教、宗派、教団等の支援や、宗教上の活動を目的とした事業
- (5) 特定の政党の利害に関する事業
- (6) チャリティー事業など寄附行為等を伴う事業
- (7) 年間を通じて行う団体の通常の活動（主に会員を対象として行う活動）

5. 補助金の額

補助率	補助対象経費の2/3 (千円未満切り捨て)
補助の上限額	5万円まで

なお、収支予算書を作成する際には、団体の通常の活動に関する経費とは切り離した、独立した収支予算を作成してください。

6. 補助対象経費とは

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料・手数料等をいいます。

費目	使 途 例
報償費	講師、専門家への謝礼等（クーポンなども含む。） ※申請団体等の構成員への報償金や謝金は補助対象経費として認められません。 ※社会通念上妥当な範囲
旅 費	講師や専門家を招くための交通費（宿泊費を含む。） ※ただし、事業当日のものに限る 資材等を運ぶのに必要な交通費等 ※人の移動のための交通費は公共交通機関を原則とし、実費とします。
消耗品費	事務用品、用紙代、インク代、材料など。 ※食糧費は補助対象経費として認められません。 ※概ね1万円以上で事業実施後に団体の備品となるもの（パソコン等）、事業実施後に参加者個人に帰するもの（書籍等）の購入費は補助対象経費として認められません。
印刷製本費	チラシ・ポスター・看板等の作成費、資料・テキスト等の印刷費 ※団体の経常広報紙等に補助事業の案内等を掲載した場合は、おおよその紙面構成比で按分し、補助対象経費とします。

通信運搬費	通信運搬に係る経費（郵便料・宅配便料金等）
保険料	傷害保険料など
委託料	会場設営業務委託料など
使用料・手数料	施設等の会場使用料、車両・設備・物品（備品）等の借上料、手数料およびリース料 ※使用料・賃借料は、事業実施時間及び設営等の事前準備時間（半日程度を上限とする）に限ります。 ※団体の構成員に対する支払いは補助対象経費として認められません。

※実績報告書に上記の支払いの領収書の写しが必要です。領収書の提出がない場合は、補助対象経費として認められません。

※印刷製本費にチラシ等作成費を計上する場合は、実績報告時に成果物として提出してください。提出がない場合、補助対象経費として認められない場合があります。

7. 申請から補助金交付までの流れ

申請から補助金交付までのおおよその日程は以下のとおりです。

(1) 申請書類の受付	3月25日～4月20日
(2) 審査結果の通知	6月下旬に発送予定
(3) 事業の実施	4月1日～9月30日
(4) 事業の完了・実績報告書の提出	事業完了後、1か月以内
(5) 審査結果通知（補助額の確定）	実績報告書の審査終了後に発送
(6) 補助金交付請求書提出	(5)の通知に基づいて請求してください
(7) 補助金交付	(6)の請求書提出後に交付
(8) 報告書等の公開	令和9年3月頃に市のホームページで公開

8. 応募に必要な書類

応募に必要な書類は下記のとおりです。

(1) 芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金交付申請書	様式第1号
(2) 芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金事業団体企画提案書	様式第2号
(3) 収支予算書	様式第3号
(4) 決定前着手届出書 ※令和8年4月1日～6月10日の間に実施する事業のみ	様式第4号

※様式第1号から様式第4号は市ホームページからダウンロードできます。

※上記の提出物以外にも審査に必要な場合は、聞き取りやその他の参考資料・書

類の提出をお願いする場合があります。

9. 審査基準

次の審査項目に基づき、審査を行います。

審査項目	評価の主な視点
公開性	広く市民に開かれた事業であるか
内容	事業内容は魅力のある内容であるか 団体の特性を活かした内容であるか
実現可能性	事業内容、開催方法が十分に検討されているか 収支は妥当かつ適切に計上されているか
新規性・独自性・独創性	団体として独自性や新たな取り組みはあるか
児童生徒の参加可能性	児童生徒が参加でき、学びの提供になっているか

10. 応募期間・応募書類提出先

応募期間・書類提出先は下記のとおりです。

応募期間	令和8年3月25日（水）～4月20日（月）※必着 ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午～12時45分は除く。 また、 <u>上記期間内であっても、4月1日～4月20日までの間に実施する事業については、事業実施日の前日までに申請書類を提出してください。</u>
提出方法	郵送または持参
提出先	芦屋市教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課（市役所北館4階）〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

11. 補助対象事業の決定（交付決定）について

応募された事業については、芦屋市社会教育委員の会議において意見を聴いたうえで、補助対象事業を決定し、6月上旬に文書にて通知する予定です。

交付決定された補助対象事業には、交付決定額（上限）も併せて通知します。
なお、交付決定は、補助対象事業及び補助額の上限を決定したものであり、実績報告書の内容を審査し、交付額が変更されることもあります。

12. 実績報告書の提出・補助金確定について

補助金交付決定通知を受けた団体は、企画提案書にある補助対象事業を実施し、事業が完了したときは、1か月以内に領収書、またはこれに準ずる書類を添付して補助事業実績報告書を提出してください。

実績報告の提出があった後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定します。交付確定額は、交付決定額もしくは実績報告書における補助対象経

費の3分の2のいずれか低い額を上限とします。

また、実績報告の内容を審査し、本補助交付決定額を含む収入の合計金額が支出の合計金額を超えている場合、収入から支出を差し引いた金額（以下「剰余金額」という。）が交付決定額を上回る場合には補助金は全額交付できません。なお、剰余金額が交付決定額を下回る場合には、その差額を交付します。

1 3. 補助金の返還について

芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の全部または一部を取消し、補助金を返還していただきます。

1 4. 補助対象事業の取扱いについて

補助対象事業の決定を受けた事業は、芦屋市教育委員会との共催事業とします。チラシや当日のパンフレット等に、「共催 芦屋市教育委員会」及び「令和8年度芦屋市社会教育関係団体公募提案型補助金採択事業」を明記してください。

事業の実施にあたっては、事業の企画調整、講師等の依頼・調整、チラシの作成・配布、参加者の募集・受付、資料の作成、事業当日の会場設営・受付・撤収、講師対応等は、原則としてすべて団体が行います。ただし、団体の自主性を損なわない範囲でサポートします（事業を周知するための広報あしやへの掲載等）ので、ご相談ください。

1 5. 情報の公開

この補助金の申請及び報告に関する書類は、原則、公開とします。

補助金の交付団体については、その名称、概要、補助の対象となる事業の内容等や実績報告書に基づく事業の成果の概要を、芦屋市ホームページで公表します。